



# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橋通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

## くるみん認定通知書交付式

### 県内初！ 4つ星のくるみん認定



(左から)  
人事部調査役 丸山慎太郎氏、坂根労働局長、  
人事部長 尾上和広氏、  
人事部調査役代理 桑畑奈津子氏、渡辺雇用環境・均等室長

宮崎労働局は、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる子育てサポート企業として、株式会社宮崎銀行をくるみん認定し、令和5年7月27日に認定通知書交付式を行いました。

今回で4度目のくるみん認定となる株式会社宮崎銀行は、「仕事と育児の両立は、容易なことではありませんが、それでも働き続け

ることを選択する従業員の意思に寄り添い、事業主としてしっかり応えていかなければならないと感じています。これからも従業員が仕事と育児の両立が図れるよう、互いを理解し、尊重しあえる職場風土と、働きやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。」と抱負を述べられました。

## 最低賃金(時間額)

# 897円

を答申



橋口会長(左)から答申文を受け取る坂根労働局長(右)

8月10日、宮崎地方最低賃金審議会が開催され、現在の宮崎県最低賃金時間額853円から44円引上げて897円とする答申が行われました。

答申では、原材料費等の高騰により影響を受けている中小企業・小規模事業者への最大限の配慮を求める付帯決議も採択されました。改正された最低賃金は、最短で10月6日に発効される見込みです

## アルバイトする前に知っておいてほしいこと

### 宮崎大学で労働法講義

7月25日、宮崎大学地域資源創成学部において、「アルバイトと労働法」について1年生を対象に説明をしました。

法定労働時間、休日、休憩、賃金等法定労働条件の基礎とともにアルバイトのトラブル事例を紹介し、総合労働相談コーナー等相談先があることをお伝えしました。

高校を卒業し、初めて社会と接する機会がアルバイトになるかもしれないところ、非常に熱心に聴講していただき、休憩時間、講義

後も途切れることなく多数の質問をいただきました。

また、卒業後の進路の選択肢の一つとして労働局、労働基準監督署、公共職業安定所での仕事についても紹介をさせていただきました。

労働基準監督官志望の3年生も顔を出してくださいました。





# 職業訓練体験会in都城

## ハロトシ受講で希望の就職を目指そう!

7月20日にハローワーク都城にてポリテクセンター宮崎の周知と受講生の確保を目的として、ものづくりに興味のある求職者を対象とした「職業訓練体験会in都城」を開催しました。

今回で通算5回目の開催となりポリテクセンター宮崎より機材を持ち込んでいただき、機械（金属）コース・電気コースの2コース、延べ17名の求職者が参加しま

した。

機械（金属）コースではAR技術を活用した溶接をゲーム感覚で体験し、採点機能により自分の溶接が何点なのか知ることができ、回数を重ねるうちに点数を伸ばし盛り上がりました。

電気コースでは、電気配線の仕組みを勉強し、ブレーカー・スイッチ・コンセントの電気配線を体験しました。普段なんとなく使っている電気配線の構造を知ることができる貴重な機会でした。



電気配線を体験する求職者

参加者からは、「親切・丁寧な説明でわかりやすく楽しく体験出来た。」「業界に興味を沸いた。」「訓練受講を検討したい」等の感想をいただきました。今後も様々な体験コースを定期的で開催し、受講生確保に繋げていきます!ものづくりに興味のある方、今後の開催をお待ちください!



ARで溶接体験をする求職者



左のディスプレイがAR画面

## 出張ハローワーク! ひとり親全力サポート キャンペーン



児童扶養手当受給者が現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが県内の市役所内等に臨時相談窓口を設置する「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しました。会場のひとつである宮崎市役所では、職業相談の他、求人情報提供、職業訓練・セミナー案内、応募書類作成支援・面接対策等を行いました。

利用者からは、「面接のアドバイスをもらえてよかった。」「今度、セミナーに参加したい。」等の感想をいただき、地域にハローワークのサービスを届けることができました。

ハローワークプラザ宮崎ではLINEも開設しています!  
ID: @849ywima

## 令和4年度ハラスメントに関する相談状況について

### ~いじめ・嫌がらせが10年連続最多~

令和4年度の総合労相談コーナーに寄せられたハラスメントに関する相談は1,354件で、令和3年度比3.4%の増加でした。

ハラスメントに関する相談の内訳としては、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが43%を占めており10年連続最多でした。次いで労働施策総合推進法に関するパワーハラスメントに関する相談が37%でした。

労働施策総合推進法のパワーハ

ラスメント防止措置は、令和4年4月1日から企業規模にかかわらず全企業に義務化されています。令和3年度のパワーハラスメント（労働施策総合推進法）は中小企業は適用猶予だったことから大企業のみ件の件数です。

いじめ・嫌がらせ及びパワーハラスメント（労働施策総合推進法）の合計は令和3年度で1,008件、令和4年度で1,090件となり8.1%の増加でした。

ハラスメントに係る相談の内訳件数	3年度	4年度
いじめ・嫌がらせ	868	584
パワーハラスメント(労働施策総合推進法)	140	506
育児ハラスメント・不利益取扱い	104	92
妊娠・出産等に関するハラスメント・不利益取扱い	79	76
セクシャルハラスメント	75	65
介護ハラスメント・不利益取扱い	43	31
計	1,309	1,354